

地域医療人材拠点病院支援事業補助金の運用方針

平成 30 年医確第 52 号 制定
令和 2 年医看第 89 号 一部改正
令和 3 年医看第 92 号 一部改正
令和 6 年医看第 87 号 一部改正

地域医療人材拠点病院支援事業補助金については、地域医療人材拠点病院支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるほか、以下の基準に基づき実施するものとする。

1 交付要件

- (1) 県と協議の上、医師不足が深刻な県内の小規模病院等に対して医師派遣を行うとともに、本事業の目的の達成を図るため、新たな派遣先の増加にも努めること。
- (2) 幅広い診療能力を有する医師（総合内科、総合診療科等）の養成のための取組を行うこと。
- (3) 医師の勤務負担の軽減等、医師が働きやすい環境整備を推進する取組を行うこと。

2 補助の対象について

(1) 医師少数区域の暫定的取扱い

交付要綱別表 2 における医師少数区域に北信医療圏を含めるものとする。ただし、この取扱いは第 8 次（前期）長野県医師確保計画の計画期間（令和 6 年度を初年度とし、令和 8 年度までの 3 年間）に限る。

(2) 派遣先となる小規模病院等の対象範囲

対象範囲は以下の表のとおりとする。なお、医師少数区域の取扱いは、(1) と同様とする。

派遣先となる小規模病院等 が所在する区域（二次医療圏）	公立・公的 医療機関	民間病院	民間診療所
医師少数区域以外の区域（佐久、諏訪、 松本、大北及び長野）	○	○	×
医師少数区域（上小、上伊那、飯伊、 木曾及び北信）	○	○	○

(3) 補助対象とならない医師の派遣

交付要綱第 4 条第 2 号に記載のとおり、長野県医学生修学資金・研修医研修資金の貸与を受けた医師または自治医科大学卒業医師であって義務年限中の者、並びに臨床研修または後期研修中の医師の派遣については、当該補助の対象外とする。

3 補助金額の算定について

- (1) 交付要綱第 4 条第 2 号により算出される額は、予算上限等による調整を行うものとする。なお、同号により算出される加算額が 20 万円に満たなかった場合は、これを全額切り捨てるものとする。
- (2) 同系列（グループ）病院間での医師派遣（日本赤十字社や長野県厚生農業協同組合連合会の系列病院など、開設者が行う同一の病院への医師派遣）の場合、同号により算出された金額に 1/2 を乗じた金額を補助するものとする。
- (3) 小規模病院等への派遣日数について、半日勤務は「0.5 日」、当直勤務は「1 日」とする。